

播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金交付要綱

(目的)

第1条 この要綱は、自治会公民館の備品を購入する場合に、その費用の一部を補助することにより、地域の連帯感と安心できるコミュニティの基礎を構築させ、自治会活動の振興及び地域住民の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語)

第2条 この要綱において、次に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 自治会 播磨町（以下「町」という。）における自治会組織をいう。ただし、過去5年以内にこの補助金を受けたものを除く。
- (2) 自治会公民館 自治会が設置する公民館、公会堂又は集会所をいう。
- (3) 備品 播磨町財務規則（昭和40年規則第1号）別表第6に規定する備品をいう。
- (4) 耐用年数 減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）に規定する年数をいう。

(補助対象)

第3条 この要綱による補助の対象となる備品（以下「補助対象備品」という。）は、自治会公民館に常設し、自治会公民館の活動に必要な備品で、次に掲げるもののうち耐用年数が5年以上のものとする。ただし、当該備品に係る設置及び撤去の費用は対象外とする。

- (1) 机及び椅子
- (2) 冷暖房器具
- (3) 書棚
- (4) その他町長が認めるもの

(補助金の交付額及び交付限度額)

第4条 補助金の額は、補助対象備品購入に要した費用の2分の1以内の額とし、千円未満の端数が生じた場合は、その端数を切り捨てる。ただし、補助金の交付限度額は、1自治会当たり25万円とする。

(事前協議)

第5条 補助金の交付を受けようとする自治会は、補助対象備品の内容が示された見積書を提示して、あらかじめ町長に協議しなければならない。

(補助金の交付申請)

第6条 自治会は、補助金の交付を受けようとする場合は、自治会公民館施設備品購入費補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に見積書その他町長が必要と認める書類を添付して、町長に申請しなければならない。

(補助金の交付決定及び通知)

第7条 町長は、申請書が自治会から提出された場合は、その内容を審査し、補助金の交付を決定したときは、自治会公民館施設備品購入費補助金交付決定通知書（様式第2号。以下「決定通知書」という。）により当該自治会に通知する。

2 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定に条件を付すことが

できる。

(変更又は中止の届出)

第8条 前条の規定による通知を受けた自治会（以下「交付決定自治会」という。）は、第6条に掲げる交付申請の内容を変更する、又は中止しようとする場合は、自治会公民館施設備品購入費補助金変更（中止）届（様式第3号。以下「変更（中止）届」という。）に町長が必要と認める書類を添付して、町長に届け出なければならない。

2 町長は、前項の規定による変更（中止）届により、交付決定した補助金の額を変更すべきものと認めるときは、自治会公民館施設備品購入費補助金交付決定変更通知書（様式第4号）により当該交付決定自治会に通知する。

(実績報告及び完了検査)

第9条 交付決定自治会は、補助事業を完了したときは、自治会公民館施設備品購入費補助金実績報告書（様式第5号。以下「実績報告書」という。）に町長が必要と認める書類を添付して、速やかに町長に届け出なければならない。

2 町長は、実績報告書が交付決定自治会から提出された場合は、交付決定自治会の立会いのもと、完了検査を行う。

(補助金の請求)

第10条 交付決定自治会は、完了検査後、補助金の交付を請求する場合は、自治会公民館施設備品購入費補助金請求書（様式第6号。以下「請求書」という。）により町長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 町長は、前条の請求書を受理したときは、その内容を審査し、適正であると認めるときは、補助金を交付するものとする。

(調査等)

第12条 町長は、補助金の交付に関し必要があると認めるときは、交付決定自治会に必要な指示をし、報告を求め、又は調査をすることができる。

(補助金の交付取り消し又は返還)

第13条 町長は、交付決定自治会が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部を、自治会公民館施設備品購入費補助金返還命令通知書（様式第7号）により、期限を定めて返還を命じなければならない。

(1) 偽りその他不正な行為により補助金の交付を受ける又は受けようとする事が明らかとなったとき。

(2) 補助事業を変更又は中止したとき。

(3) 町長の指示に従わず、報告又は検査を拒んだとき。

(4) この要綱による補助金の交付を受け、その日後5年を経過しないうちに補助対象備品を売却する、又は譲渡したとき。

(5) この要綱の規定に違反したとき。

(補助対象備品の利用及び管理)

第14条 自治会は、この要綱による補助金の交付を受けた補助対象備品の利用について、町の公共施設備品に準じた取扱いをするよう努めなければならない。

- 2 補助対象備品の管理は、備品管理台帳（様式第8号）の作成を行い、適正に管理しなければならない。
- 3 補助対象備品の管理について、修理、破棄等に伴う一切の費用は、自治会の負担とする。
（雑則）

第15条 この要綱の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

様式第1号（第6条関係）

年 月 日

播磨町長 様

自治会長

自治会公民館施設備品購入費補助金交付申請書

播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり補助金の交付申請を受けたいので申請します。

記

自治会名	
自治会公民館施設名	
自治会公民館施設所在地	播磨町
購入備品（品名・数量）	
補助対象経費	円
補助金交付申請額	円
購入予定日	～ 年 月 日 年 月 日
備考	

【添付書類】 補助対象経費の算出根拠となる見積書

第 号
年 月 日

自治会長 様

播磨町長

自治会公民館施設備品購入費補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金について、下記のとおり補助金の交付を決定したので通知します。

記

自治会名	
自治会公民館施設名	
自治会公民館施設所在地	播磨町
購入備品（品名・数量）	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円

注意事項

- 1 補助事業の完了後、速やかに実績報告書を提出してください。
- 2 実績報告書が提出されましたら完了検査を行います。
- 3 完了検査に合格しましたら、速やかに請求書を提出してください。
- 4 この補助の交付に係る書類に虚偽の事項を記載したり、補助金の交付に関して不正の行為があった場合は、補助金の交付を取り消したり、既に交付した補助金の返還を求めることがあります。町長の指示に従わず、報告や検査を拒んだ場合も同様です。
- 5 実績報告には、自治会公民館施設備品の写真を必ず添付してください。

様式第3号（第8条関係）

年 月 日

播磨町長 様

自治会長

自治会公民館施設備品購入費補助金変更（中止）届

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
通知を受けた播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金について、変更（中
止）するので届出します。

記

- 1 変更（中止）年月日 年 月 日
- 2 変更（中止）の内容
- 3 変更（中止）の理由

様式第4号（第8条関係）

第 号
年 月 日

自治会長 様

播磨町長

自治会公民館施設備品購入費補助金交付決定変更通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定通知した播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金について、下記のとおり変更したので通知します。

記

自治会名		
自治会公民館施設名		
自治会公民館施設所在地	播磨町	
購入備品（品名・数量）		
補助対象経費	変更前	円
	変更後	円
補助金交付決定額	変更前	円
	変更後	円

様式第5号（第9条関係）

年 月 日

播磨町長 様

自治会長

自治会公民館施設備品購入費補助金実績報告書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定
通知を受けた事業について、下記のとおり関係書類を添えて、その実績報告を
報告します。

記

自治会名	
自治会公民館施設名	
購入備品（品名・数量）	
補助対象経費	円
補助金交付決定額	円
購入年月日	
納入年月日又は受領年月日	
添付書類	・ 契約書の写し ・ 領収書の写し ・ 購入した自治会公民館施設備品の写真等

様式第6号（第10条関係）

年 月 日

播磨町長 様

自治会長

自治会公民館施設備品購入費補助金請求書

年 月 日付け 第 号で交付決定通知があった事業が完了しましたので、播磨町自治会公民館施設備品購入費補助金を、次のとおり請求します。

金 _____ 円

振込先：金融機関名 _____ 支店

口座番号 普通・当座 No. _____

フリガナ

口座名義 _____

様式第7号（第13条関係）

第 号
年 月 日

自治会長 様

播磨町長

自治会公民館施設備品購入費補助金返還命令通知書

年 月 日付け 第 号で補助金の交付決定の通知をした事業補助金について、下記のとおり補助金の返還を命じます。

記

- 1 自治会名
- 2 自治会公民館施設名
- 3 返還を命ずる理由

4 返還金額

既支払額（A）	交付決定額（B）	返還金額（A - B）

5 返還期日 年 月 日まで

6 返還方法

